

土壤汚染対策基金の活用について

(公財)日本環境協会
土壤環境課

1. 指定支援法人とは

土壤汚染対策法 に基づく指定

土壤汚染対策法第44条に基づき、環境大臣により全国で一つ指定されます。
(公財)日本環境協会は、平成14年12月25日に指定支援法人に指定されています。

指定支援法人の 業務

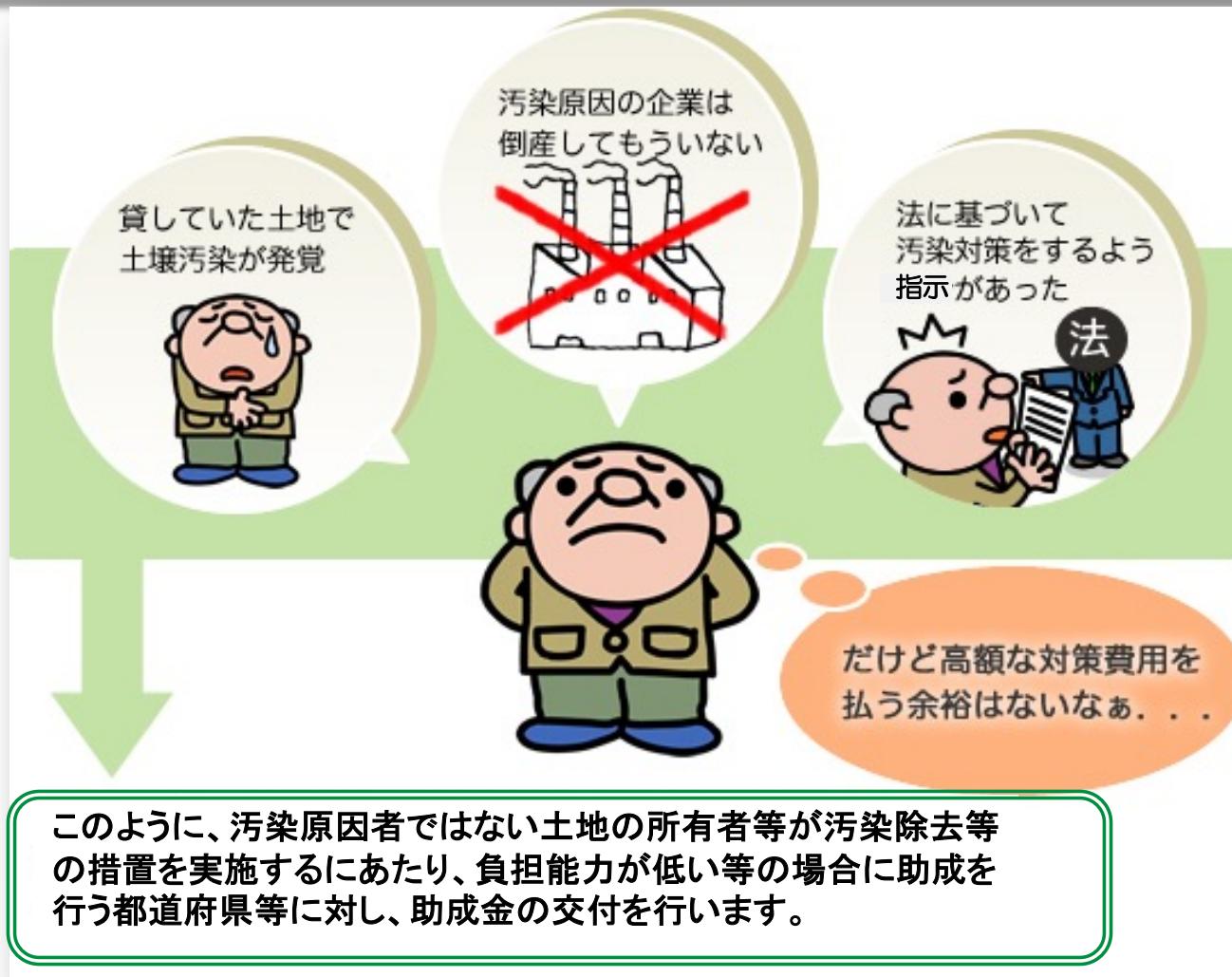
土壤汚染対策法第45条により、次の3つの業務が定められています。

1. 助成金交付
2. 照会・相談に対する助言
3. 土壤汚染に関する知識の普及啓発

土壤汚染対策 基金

土壤汚染対策法第46条により、土壤汚染対策基金を設置し、上記の業務に要する資金に充てることとなっています。基金は、国の補助金と民間からの出えん金が充てられています。

2-1. 指定支援法人の業務紹介 ～助成金交付事業とは～



2-2. 指定支援法人の業務紹介 ～助成金交付の条件①～

調査

①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能（第3条第1項ただし書）
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行うこと（第3条第7項・第8項）

②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）

- 3,000m²以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900m²以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能（第4条第2項）

③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

④自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域（第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと（第7条）

汚染除去等計画の作成及び提出の指示が出されていること

●土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

○形質変更時要届出区域（第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が必要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと（第12条）

2-3. 指定支援法人の業務紹介 ～助成金交付の条件②、③～

汚染原因者では
ないこと

都道府県等から助成を受ける助成事業実施者が、汚染原因者ではないこと。
(汚染原因者が不明または不存在)

費用負担能力の
基準に適合する

改正 平成22年3月29日環境省告示第20号「負担能力の基準に関する告示」

都道府県等から助成を受ける助成事業実施者が、下記の告示内容に適合すること。

＜個人(事業を行う個人を除く)の場合 一次のいずれかに該当ー＞

1. 前年の所得の額が2,000万円未満である者
2. 前年の所得の額が、措置に要する費用に3分の2を乗じた額に2,000万円を加えた額未満である者
3. 前年の所得の額が、措置に要する費用に2を乗じた額未満である者

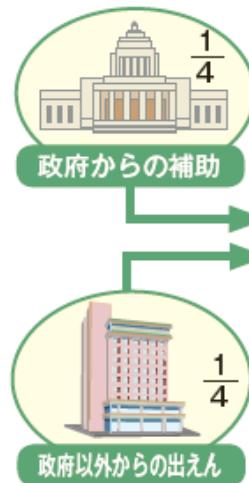
＜事業を行う個人及び法人の場合＞

前事業年度の自己資本、正味財産又は元入金の額が3億円未満である者

2-4. 指定支援法人の業務紹介 ～助成金交付の流れ～

助成金は、政府からの補助と民間企業からの出えんによる土壤汚染対策基金から拠出されます。

助成金交付の流れ



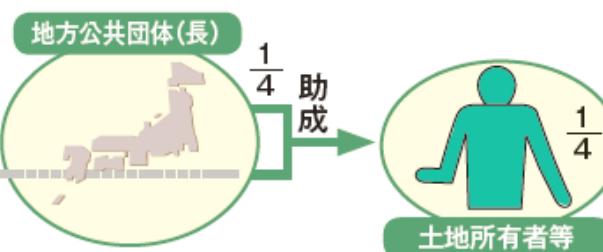
指定支援法人

基金

助成

$\frac{1}{2}$

【地方公共団体（長）の助成率が3／4の場合】



①国と産業界等からの出えんにより基金を造成。

②地方公共団体（長）が土地所有者等に対し助成を行うことを決定。

③一定の要件を満たす場合、基金から地方公共団体（長）に助成金を交付。

④地方公共団体（長）はその助成金に上乗せする形で土地所有者等に対し助成。

※基金の助成対象は指示措置に要する額を限度とします。土地所有者等の所得の状況により変わります。

土地の所有者等が助成金を受けるためには、当該土地が存在する都道府県等において助成制度が設けられている必要があります。その場合の申請の手続きなどの流れは、ホームページに詳しく掲載しておりますので、ご参照ください。[\(https://www.jeas.or.jp/dojo/business/grant/flow.html \)](https://www.jeas.or.jp/dojo/business/grant/flow.html)

2-5. 指定支援法人の業務紹介

～助成金交付実績 第一号、第二号案件～

第一号案件

交付決定日	平成19年12月7日
事業終了日	平成21年12月31日
交付先	さいたま市
助成金額	50,000千円（対策事業費の約1/2）

指定区域※について	指定：平成19年2月23日 面積：944.86m ²
措置命令※について	発出：平成19年8月29日 期限：平成23年12月31日 内容：汚染の除去等の措置 対象：cis-1,2-DCE,TCE,PCE
基金事業の完了条件	土壤溶出量基準に適合すること (上記は、本案件の完了条件であり指定区域の解除条件とは異なる)

※土壤汚染対策法改正前のため、「指定区域」「措置命令」の名称となっている。

第二号案件

交付決定日	平成22年6月25日
事業終了日	平成24年7月24日
交付先	大阪府
助成金額	45,000千円（対策事業費の約1/2）

要措置区域について	指定：平成22年6月16日 面積：287m ²
指示措置について	発出：平成22年6月16日 期限：平成27年3月31日 内容：原位置封じ込めまたは遮水工封じ込め 対象：cis-1,2-DCE,TCE,PCE
基金事業の完了条件	土壤溶出量基準に適合すること 1年間（年4回）地下水モニタリングを適切に実施し、その結果が報告されていること (注) 本案件の完了条件であり指定区域の解除条件とは異なる

3-1. 指定支援法人の業務紹介 ～照会・相談業務とは～



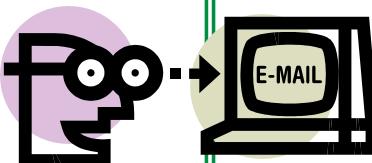
3-2. 指定支援法人の業務紹介 ～照会・相談の受付方法～

一般相談(メール・電話)

協会ホームページから、入力フォームまたは電子メールを通じて、土壤汚染対策法に基づき実施する土壤汚染状況調査や汚染の除去等の措置(対策)について、相談を受け付けています。

ご質問・ご相談については、専門相談員が内容確認のうえ、後日メールで回答をいたします。

ご質問をいただいたからご回答までは、内容によりますが概ね1~2週間かかります。※週1回、電話相談も実施しています。



一般相談(出張相談)

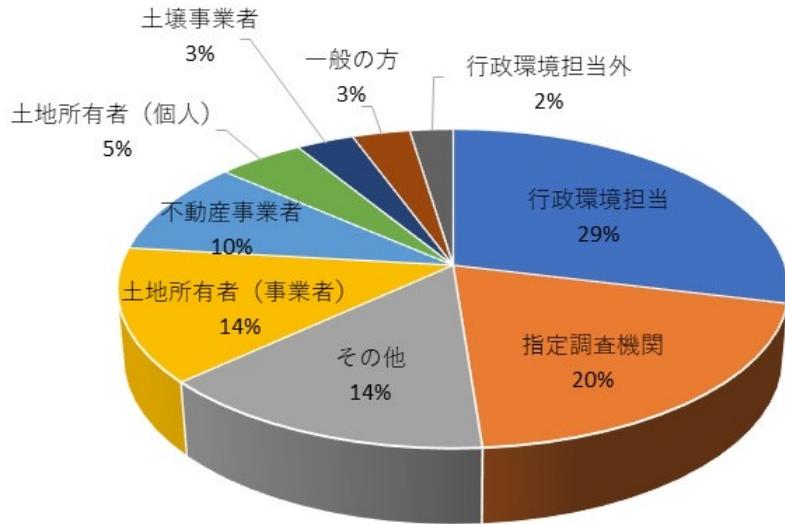
専門相談員の面談による無料相談会をセミナー開催地のほか、その他数箇所の地域で開催しています。事前予約制ですので、協会ホームページから、予約が必要です。



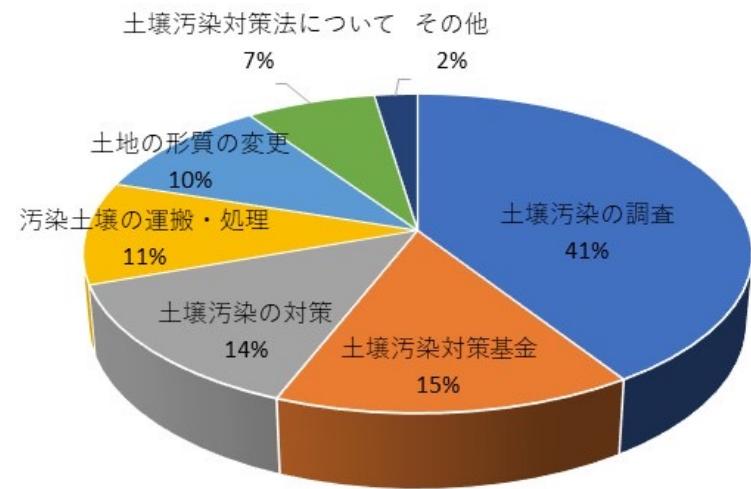
助成金交付相談

助成金の交付を受けたいと考えている方に対して、協会で面談による相談を受け付けています。まずは電話やメール等でご相談ください。その上で必要に応じ面談による相談をお受けします。

3-3. 指定支援法人の業務紹介 ～相談：相談者及び相談内容の内訳～



相談者の内訳



相談内容の内訳

令和3年度実績

4-1. 指定支援法人の業務紹介 ～普及・啓発業務～

土壤汚染対策法には
どんなことが
規定されているの？

土壤汚染について
勉強会をしたいな

土壤汚染を学ぶのに
何か参考になるものが
あるかな



指定支援法人では、土壤汚染に関するリスクコミュニケーションの一環として、
知識の普及・啓発に努めています。

4-2. 指定支援法人の業務紹介 ～普及・啓発業務 メニュー～

無料セミナー開催

毎年、環境省と共にセミナーを無料で開催しています。

冊子の作成・配布 パネルの貸出

土壤汚染や土壤汚染対策法、リスクコミュニケーションに関する冊子を作成し、参考資料として無料配布しています。

その他、土壤環境に関するパネルを無料で貸し出しています。

講師派遣

土壤汚染対策やリスクコミュニケーションの専門家を、講師としてセミナーや勉強会等に無料でご紹介・派遣しています。

4-3. 指定支援法人の業務紹介 ～普及・啓発業務 無料セミナー～

無料セミナー開催

事業者・土地所有者等を対象に土壤汚染に関する基本的知識の普及を目的とする「土壤汚染対策セミナー」を開催しています。今年度は以下のとおり予定しています。

広島会場 9月27日(火)
富山会場 10月25日(火)

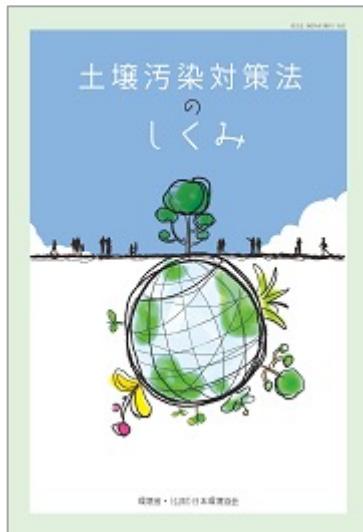
※土壤汚染対策に関する指定調査機関等の実務者向けセミナーはオンライン配信を予定



4-4. 指定支援法人の業務紹介 ～普及・啓発業務 冊子の作成・配布～

冊子の作成・配布

土壤汚染や土壤汚染対策法、リスクコミュニケーションに関する冊子を作成し、参考資料として無料配布しています。(※送料は請求者負担)



資料は、ホームページからダウンロード可能です。

4-5. 指定支援法人の業務紹介 ～普及・啓発業務 講師派遣～

講師派遣

土壤汚染対策やリスクコミュニケーションの経験が豊富な方を、講師としてセミナー や勉強会等にご紹介・派遣しています。

日本環境協会が負担する費用

講師謝金、講師交通費

依頼者が負担する費用

会場費、配布資料印刷費、その他セミナー等の開催に係る費用

これまでの派遣実績

NPO法人、自治体、自治体関連団体、業界団体等

お申込み方法など詳細はホームページをご覧ください。



基金への出えんについて

■ 基金への出えんの二つの方法

1 土壌汚染事業に関わる方からの出えん

2 基金事業に賛同される方々からの寄附

基金へ出えんいただいた企業の名称を、指定支援法人のホームページに掲載します。

→これから土壌調査をしようとする土地の所有者等が土壌調査・対策の実績企業を容易に把握できます。

※日本環境協会は、内閣総理大臣より公益財団法人の認定を受けているため、本協会への出えん金(寄附金)は、税制上の優遇措置が受けられます。

寄附についての優遇税制についてはHPをご覧ください。⇒ <https://www.jeas.or.jp/donation/>

出えん企業掲載ホームページ

 Japan Environment Association
公益財団法人日本環境協会

Google 提供

お問い合わせ サイトマップ 文字サイズ 小 中 大



土壤汚染対策法に基づく指定支援法人

TOP > 土壤汚染対策基金 > 出えん企業等(修復事業)

土壤汚染対策基金
出えん企業等

土壤環境修復事業を通じてご出えんいただいた企業・団体

土壤汚染対策基金にご出えんいただきました、次の企業・団体の方々に厚く御礼申し上げます。

出えん企業等にお問い合わせをされる場合は、記載されている電話番号か企業名をクリックするとウェブサイトが表示されますので、そちらの連絡先にお願いいたします。

当協会では、修復事業者のご紹介等は行っておりませんのでご了承ください。

【出えん年月日順／五十音順】
2022年6月1日現在

企業名(電話番号)
株式会社鴻池組
株式会社環境保全クリエイト
ADEKA総合設備株式会社
TEL:(03)-3805-7456
東京海上ディーアール株式会社

Japan Environment Association 

土壤汚染事業に関わる方からの出えん

1

汚染土管理票を購入する場合

管理票1部当たり50円を出えん

2

土壤環境修復事業を実施する場合

修復サイトごとに請負費の0.035%を出えん

3

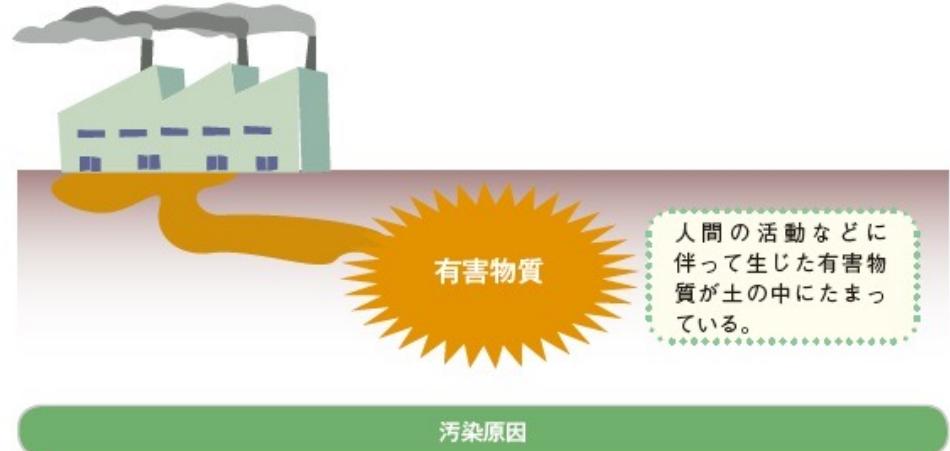
指定調査機関が調査を実施する場合

調査の請負費の0.1%を出えん

※指定調査機関とは、汚染状況調査を行おうとする者が環境省等に申請を行い
環境大臣等により指定を受けた調査機関のことです。

基金業務に賛同される方々からの寄附

- 土壤汚染は過去の「**負の遺産**」であり、国民全体でその解決を図っていく必要があります。
- 広く国民の皆様からご協力いただくため、基金業務の趣旨に賛同していただけの方々から寄附を募っています。



(参考) 土壌汚染対策に関する低利融資制度

- 政府金融機関である日本政策金融公庫では、「環境・エネルギー対策資金」として、中小事業者向けに、大気汚染防止・アスベスト対策、水質汚濁防止等の公害防止施設の設備導入を行う際の設備導入等資金やPCB廃棄物の処分委託費等に対する低利融資制度を設けていますが、平成30年度に中小企業事業と国民生活事業の貸付対象に土壤汚染対策関連が追加されています。
- 詳しくは下記アドレスの公庫ホームページで確認していただくか公庫の支店窓口までお問い合わせください。
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

ご清聴ありがとうございました



Japan Environment Association
公益財団法人日本環境協会

Google™カスタム検索

検索

お問い合わせ

サイトマップ

文字サイズ

小

中

大



土壌汚染対策法に基づく指定支援法人

私達は土壌汚染対策の円滑な実施を図るための支援、知識の普及等に努めています

最新情報を順次ホームページで公開しております。[\(https://www.jeas.or.jp/dojo/\)](https://www.jeas.or.jp/dojo/)